

電力・ガス取引監視等委員会

第38回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年3月15日（金） 15：04～17：44

2. 場所：オンラインにて開催

出席者：山内座長、北本委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、松村委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○池田取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第38回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、平瀬委員、圓尾委員、石井オブザーバーは御欠席、河野委員、松村委員は遅れて御参加です。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、オブザーバーとして北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力が出席されますので、各議題について直接御質問されるということでも構いません。

以後の議事進行は山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。それでは、議事次第に従って進めさせていただきますが、今日は議事次第1から7まで7つございます。まず、1つ目は「レベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出について」であります。これに対しては、まずは事務局から御説明いただきまして、そのほか事業者の方に、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、関西電力、中国電力、九州電力からも説明がございます。事務局の資料説明の後に御説明をいただき、その後に質疑の時間とさせていただきます。

できます。それでは、よろしくお願いたします。

○池田取引監視課長 資料3を御覧ください。2ページ、本件議題の趣旨についてです。4月1日からのレベニューキャップ制度導入を受け、東京、中部、北陸、関西、中国、九州のみなし小売6社から規制料金の変更届出が行われたことにつきまして、3月2日、経産大臣から監視等委員会に意見の求めがあり、7日に開催された委員会において、この届出について、料金制度専門会合で中立的・客観的かつ専門的な観点で御確認いただくこととされました。ついては、本件は届出に係るものであり法律に基づく意見聴取ではないものの、託送料金の変動が特定小売供給約款料金に適切に反映されているか、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないかなどの視点から御確認いただきたいということでございます。

4ページをお願いします。本件の変更届出の概要です。第1は、小売規制料金の改定であり、レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の変動分を反映させるためのもの。第2は、例えば配電事業制度の導入など制度変更への対応のために形式的な修正を行うというものでございます。

5ページでございます。託送料金の反映のための小売料金の改定は届出制ではありませんが、3ポツ目のとおり、料金の変更の内容がその変更の目的に対して必要かつ十分なものであること、料金が供給の種類により定率または定額をもって明確に定められていること、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことといった条件のいずれかに適合しない場合には、経産大臣は届出を受理した日から30日以内に限り、特定小売供給約款の変更命令を可能としております。

6ページでございますが、料金以外の供給条件の変更届出についても同様でございます。これらに適合しているかどうかを審査の視点ということでございます。

次、7ページでございますが、燃料価格の高騰に伴う小売規制料金の変更認可申請との関係でございますが、3ポツ目のとおり、東電EP、北陸、中国の3社は、今回認可申請とは別に規制料金改定届出を行ったということでございます。他方、北海道、東北、四国、沖縄の4社は、現時点では託送料金変動分を反映する時期は未定としているところでございます。

8ページ以降は参照条文の抜粋ですが、9ページが託送料金の変動に伴う変更届出に係る審査基準、12ページのところが料金以外の供給条件の変更届出の審査基準ということになります。

次の料金の変更内容でございますが、まず18ページを御覧ください。託送料金メニューというのは契約種別ごとにおおむね基本料金と電力量料金が存在してございまして、適正料金メニューと類似した構成となっております。ここでは北陸電力を例に取って説明していますが、左側の表が一般送配電事業者の託送料金の表、右側の表がみなし小売の届出に係る特定小売供給約款料金の表になりますが、左右の表を比較しますと、電力量料金の上昇幅は+0.38円でぴったり一致します。また、基本料金でございますが、左側の表ではS B・主開閉器契約というところが、メインブレーカーを設置したオーソドックスなメニューでございます、1 kVA、つまり契約で10 A当たり60.5円ずつ基本料金が値上がりするということになりますが、これも右側の表と一致します。

このような確認作業を繰り返したのが、16ページ目に戻っていただきましてこの表でございます、各事業者とも託送料金の変動分をおおむね機械的に当てはめたものという結果になりました。

19ページに飛びまして料金以外の変更内容でございますが、この表にお示ししたとおり、配電事業制度の導入に伴う変更等々は形式的な変更でございます、需要家にとって利益となるものではなく、一律に適用されるものとなっております。

次のページが審査基準との比較結果でございますが、いずれも問題となるものではないというものでございます。

最後の21ページがまとめの対応案でございます、変更命令の処分の基準に該当する事案は確認されなかったということで、本日の専門会合における御議論を踏まえて、その結果を監視等委員会に報告して、委員会における審議を経て、経産大臣に対して意見回答を行うこととしたいと考えてございます。

御説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、先ほども言いましたけれども、本議題については事業者様からも御説明いただくということで、まずは東京電力エナジーパートナーの秋本様に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○秋本オブザーバー　　東京電力の秋本でございます。そうしましたら、資料3-1で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページを御覧いただきたいと思っておりますが、託送料金の見直しに伴いまして、託送料金の変動分を2023年4月1日より電気料金単価へ反映をいたします。また、料金以外

にも法令変更等を踏まえた見直しを併せて行います。

続きまして、2ページを御覧ください。お客様への周知状況についてでございます。当社ホームページ内に専用のサイトを開設しておりまして、こちらの中で電気料金の見直しについて詳細な情報を提供してございます。また、お問い合わせ専用ダイヤルを設置いたしまして、お客様からの問い合わせに対して丁寧な御説明に努めてまいり所存でございます。

続いて、3ページを御覧ください。レートマークについて御説明をいたします。今回の見直しでは、託送料金単価の新旧差を料金単価に反映しております。下の表の従量電灯Bを例に御説明いたしますと、基本料金については現行の286円に託送料金単価の新旧差+9.24円を反映して295.24円としております。電力量料金については、120kWhまでの1段料金の場合ですと、現行の19.88円に託送料金単価の新旧差0.03円を反映いたしまして19.91円というふうになります。

なお、動力の基本料金については、託送料金と異なりまして、小売料金では力率に応じて割引をしているといった実態がございます。これを踏まえまして、託送料金単価の新旧差を割引率の0.95で割り戻しまして、小売料金単価に反映をいたします。

続いて、4ページを御覧ください。こちらは特定小売供給約款の契約種別と託送供給約款の契約種別の対応関係であります。特定小売供給約款の定額電灯については、託送供給等約款の電灯定額接続送電サービスの新旧差、従量電灯については、託送供給等約款の電灯標準接続送電サービスの新旧差をそれぞれ反映しております。

なお、託送供給等約款上、契約電力の決定方法が実量契約か否かによって託送料金単価の基本料金が異なりますが、特定小売供給約款上、基本契約の契約電力決定方法はないことから、実量契約でない場合の託送料金単価の新旧差を小売料金単価に反映をしております。

続いて、5ページを御覧ください。こちらの表は規制部門の主な御契約種別の新旧料金でございます。なお、各契約種別の料金単価表につきましては次ページ以降に記載しておりますので、後ほど御確認いただければというふうに思います。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、続きまして、中部電力ミライズから伊藤様、御説明をお願いいたします。

○伊藤オブザーバー      中部電力の伊藤でございます。では、資料をめくってください。

まず、料金単価以外の供給条件の見直し内容を1表にまとめております。変更内容といましては、御覧の表のとおりでございます。配電事業の位置付け等の電気事業法の制度変更等に伴う反映、それから法令名称・用語の変更等の反映、その他につきまして、お客様の利益を阻害するおそれがないと考えられる内容につきまして反映をいたしております。

次ページをお願いいたします。次に、契約種別ごとのレートメークの考え方及び現行料金との比較ということでございます。レートメークの考え方につきましては、今般の中部電力パワーグリッドの託送料金改定が基本料金、電力量料金いずれも見直しをしているということを踏まえまして、その託送料金値上げ幅を私どもの小売料金の基本料金、電力量料金にそれぞれ機械的に反映するというのでやっております。

具体的にはということで資料の上段、上半分のところに2部料金制の電灯契約種別の例が書いてございます。電灯標準接続送電サービスのSB・主開閉器の基本料金、電力量料金の値上げ単価を反映するというのをいたしております。

具体的に数字を御覧いただくならば、右端のほうを御覧いただきますと、託送というところでは、現行126.50、これが11円値上がりしての137.50ということですので、私どもの基本料金、その左側にありますが、286円を297円、プラス11円と。その下、電力量料金のほうにおきましても、同様に託送の値上がり幅0.29、これを私どもの小売料金に0.29反映する、このようにやっております。以下、このページの下段につきましては動力の契約種別の例。

次ページをお願いします。次のページにおきましては、2部料金制（従量電灯等）で最低料金等がある場合の例、下段は定額制の契約種別の例ということでお示しをさせていただきます。

次ページをお願いします。ここから4ページにわたりましては、私どもの料金メニュー全体につきまして、どのようなレートとしておるのかということをもとめてございます。

最終ページまでお願いいたします。最終ページはお客様周知の状況でございます。弊社では特設のホームページを開設いたしまして、お客様に対し広く周知をいたしております。また、検針票を御希望されているお客様につきましては、検針票の裏面にて今回の供給条件及び料金単価の変更概要について説明するとともに、特設ホームページへの御案内をQRコードにていたしておるところでございます。

私からの御説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

では、続いて、北陸電力の常光様をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○常光オブザーバー 北陸電力の常光でございます。では、資料3-3で御説明させていただきます。

まず、2ページを御覧ください。弊社ですけれども、本年4月1日からの託送料金見直しにつきまして規制料金に反映するため、2月14日に特定小売供給約款の変更届出を実施しております。規制料金の料金単価に対しまして、対応する託送料金メニューの基本料金及び電力量料金の増分単価をここでは機械的に反映しております。また、料金単価の変更に合わせまして、法令変更等踏まえまして供給条件の一部変更を行っております。変更の内容は表に記載のとおりとなっております。

また、お客様に対しましては、昨年11月30日に認可申請を行っておりますが、それ以降、文書の郵送ですとか当社ホームページへの掲載、これに加えて北陸各地で76回お客様説明会を開催しておりますが、この説明会を通じまして、託送料金の見直し分を規制料金に反映させていただくことについてお知らせしております。

3ページを御覧ください。託送料金見直し分を規制料金へ反映する際の考え方について御説明いたします。先ほども申し上げましたが、規制料金に対応する託送料金メニューの基本料金及び電力量料金の増分単価を機械的に算入しております。

なお、規制料金におきましては実量制の契約がないことから、託送料金メニューにおけますS B（主開閉器）契約の増分単価を反映しております。

また、農事用電力の定額制につきましては、従量制であります動力標準接続送電サービスの基本料金単価、電力量料金単価にみなしの使用電力量を乗じまして算定された増分単価を反映しております。

4ページを御覧ください。御家庭などで多く御契約をいただいております従量電灯につきまして、機械的に託送料金の見直し分を反映した結果ですけれども、モデル料金では月額269円の改定影響となっております。

続いて、5ページを御覧ください。低圧電力につきましても、機械的に託送料金の見直し分を反映しております。その結果、モデル料金では月額618円の改定影響となっております。

6ページ目以降は弊社の規制料金メニューのレートを参考として記載しておりますので、

御覧いただければと存じます。

私からの説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

続きまして、関西電力の山下様から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山下オブザーバー 関西電力の山下です。では、御説明いたします。

まず、1 ページ目でございます。こちらのほうは、今回の特定小売供給約款における見直しで供給条件の部分を見直した内容でございますので、御確認をお願いいたします。

2 ページ目、お願いします。2 ページ目がおお客様へのお知らせの内容でございます。当社のホームページでの御案内のほか、検針票、検針のウェブサイトを通じまして今回の特定小売供給約款の見直しを御案内しております。

3 ページをお願いいたします。今回の託送料金の特定小売料金への反映の考え方でございます。反映に当たりましては、特定小売料金に対応する託送料金メニューの新旧単価差を機械的に当てはめることを基本としまして、一部個別に考慮して特定小売料金単価を設定しております。真ん中の絵はイメージ図でございまして、見直し前の電気料金に対して、託送料金増分をそのまま反映しているということでございます。

個別に考慮した点でございますけれども、下のほうに記載しております。まず、特定小売料金と託送料金における契約電力の設定方法の違いについてということでございます。小売基本料金の設定につきましては、小売と託送で契約電力が異なる託送実量制で、小売契約電力は設備制ということでございますので、個々の値上げ幅について、契約電力の差に基づいて託送の値上げ単価を圧縮しているということでございます。小売料金のみ力率割引がございますので、その部分を考慮した値上げ単価を設定しているということでございます。

4 ページをお願いします。主なメニューにおける見直し前後の単価差ということでございます。従量電灯のAにつきましては、託送料金の単価差92.40をそのまま反映しております。低圧電力につきましては、先ほどの御説明のとおり、託送料金の単価差を基に契約電力設定方法の差、力率割引による差を考慮して設定をしております。

5 ページをお願いいたします。5 ページは従量電灯A及び低圧電力のモデル料金での影響額になっておりまして、従量電灯Aでいきますと見直し額は92円、低圧電力でいきますと見直し額は174円ということになってございます。

6 ページ、7 ページはメニューの単価の一覧ですので、御確認いただければと存じます。  
御説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、中国電力の棚田様から御説明をお願いいたします。よろしくお願  
いたします。

○棚田オブザーバー 中国電力の棚田でございます。それでは、資料3-5に基づき、  
託送供給等約款変更に伴う電気特定小売供給約款の変更について御説明いたします。

まず、1 ページを御覧ください。当社は、新たな託送料金の反映に当たり、小売料金に  
新しく託送料金の増分単価を機械的に当てはめて設定することを基本としております。

なお、接続送電サービスメニューの基本料金には実量制契約と主開閉器契約の2通りあ  
るため、この反映に当たりましては、小売メニューごとに適切に設定をしております。例  
えば御家庭のお客様が多く加入されている従量電灯Aの最低料金につきましては、中国電  
力ネットワークに支払う託送料金を加え、実量制契約の増分単価と最低料金で使用できる  
15kWhまでの電力量料金の増分単価を反映しております。

続いて、2 ページを御覧ください。その従量電灯Aの料金における託送料金の増分単価  
の具体的な反映方法は1のとおりでございます。これによりまして託送料金見直し反映後  
のお客様のお支払い額は、月間260kWh御使用の場合で、現行から377円の値上げとなりま  
す。

3 ページの低圧電力の料金単価への反映方法及び変動額につきましても、同様の考え方  
に基づき算定しておりますので、説明は省略させていただきます。

4 ページを御覧ください。料金以外の供給条件の見直し内容をまとめております。制  
度・法令変更等に伴う見直しなど、お客様の不利益とならない事項について見直しをする  
こととしております。

5 ページでは、お客様へのお知らせについてまとめております。今回の料金見直しにつ  
きましては、ホームページでの情報提供に加えまして、自治体、消費者団体等にも個別に  
訪問の上で御説明をいたします。

また、今後、検針時に配布するお知らせなどを通じて、お客様に分かりやすくお知らせ  
することとしております。

6 ページから12ページまでは料金単価の一覧となっておりますので、説明は省略させて  
いただきます。

当社の説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

最後になりますが、九州電力・二宮様から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○二宮オブザーバー 九州電力の二宮でございます。レベニューキャップ制度導入に伴います特定小売料金の見直しについて御説明させていただきます。

2ページをよろしいでしょうか。今回の見直しは、電気料金単価の見直しと供給条件の見直しでございます。主な供給条件の見直し内容をそこに記載させていただいております。

3ページをお願いいたします。3ページは需要家周知の状況でございますけれども、2月14日に届出を行いまして、2月にプレスリリース、3月に入りまして検針結果のお知らせ時にお客様に周知しますとか、あるいは新聞広告、地域情報誌への広告掲載等でお客様への周知を実施しているところでございます。

4ページをお願いいたします。ここは託送料金の変動分を機械的に小売料金に反映した内容でございますが、従量電灯Bのケースを書かせていただいております。左側の託送料金の基本料金、電力量料金の増分を右側の特定小売料金にそのまま機械的に反映したというところを図示したものでございます。

5ページをお願いいたします。ここは機械的な反映をしなかった内容としまして、力率割引や割増率が適用されております低圧電力等と農事用電力Aのケースを記載しておりますが、低圧電力の場合の算式の一番右のところを見ていただきたいんですけれども、4.2%と書いてございます。これは力率割引と力率割増がございますので、今の実態として4.2%の割引になっておりますので、その分で補正をさせていただいたというところでございます。農事用電力Aにつきましては、4.7%の補正をさせていただいているというところでございます。

6ページ、よろしいでしょうか。ここは従量電灯Bの契約電流が30Aのモデル試算でございますけれども、245円の値上げとなっております。

7ページ、よろしいでしょうか。ここは低圧電力のモデル料金試算でございますが、契約電力7kWの場合で109円の値上げになっているところでございます。

8ページ以降は料金単価の一覧でございます。後ほど御覧いただければと思います。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

以上で御説明が終了ということになります。議題1に関する御説明について、御質問、御意見等いただきたいと思っております。Teamsの挙手機能でこちらにお知らせいただければ、こちらから御指名いたします。どなたかいらっしゃいますか。

基本的に届出のものでありまして、さっき事務局からありましたように、託送料金の変動が特定小売供給約款要件に適切に反映されているかとか、あるいは特定の者に対して不当な差別的取扱いをしていないかとか、こういった視点で皆さんの御意見を頂きたいということでもあります。いかがでございましょう。基本的にこれは我々の会合でも去年やりましたけれども、レベニューキャップで、託送料金に変更になって、それに伴うというところでもあります。

松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員　　松村です。発言します。今回の提案というか対応については、不公正なことはなかったと思っておりますので、この原案のとおり認めるのが妥当だと思います。

今回の議題とは関係ないことを言うようですが、経過措置料金は最終的にはなくなる、十分な環境を整えなくなるとしても、高圧以上の最終保障に対応する機能は、低圧の部分でもずっと残り続けると思います。その意味で、ある種のラストリゾートの料金は、どの道ずっと続くことが想定されます。そのときに、託送料金が5年に1回の変更であれば、5年に1回こういうことをやればいいが、期中変更がそれなりの頻度で起こることになると、そのたびに同じことをやっていくのか。最終的な出口としては、託送料金とそれ以外とちゃんと明確に分けられて、小売料金も明確に分かれていて、託送料金の変動したら自動的に料金も変動する仕組みを入れる制度を最終的に考えるのが合理的だと思います。

その点で農事用などの難しい問題があることは十分承知はしていますが、それ以外のところも小売の料金体系が事業者によっては最低料金という格好になっていたりして、ある種の読み替えみたいなもの——今回全く不公正なことはされていないので問題ないと思いますが、しなければいけないということがあると、自動調整にするわけにはいかず、このようなやり方をずっと続けざるを得ない。今、基本料金、従量料金という格好になっていない事業者は、そういう透明性の高い合理的な料金体系に変えていくことも長期的には考える価値がある。ここの会合で議論することではないと思いますが、エネ庁も含めて、どこかで、いつまでも歴史的な経緯、負の遺産にしがみつかず、料金体系の発想を変えることを長期的に考えていただければと思っておりました。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

御意見ということで、確認といいますか議事録にとどめさせていただきますが、ほかにいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

先ほどのような状況でございますので、案については、特に御発言ないので皆さんに御同意いただいたということで、今回の変更届出について問題はないということで、事務局から電力・ガス取引監視等委員会のほうに報告していただくということにしたいと思えます。この方針でよろしく願いいたします。

それでは、議事を進めますが、議題2です。「これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について」、一応これは報告ということですね、事務局からよろしく願いいたします。

○池田取引監視課長　　それでは、資料4をお願いいたします。

本日の会合では、委員から頂いた御意見への対応としまして、9ページ目でございますが、松村委員から修繕費に関して頂戴いたしまし、メルクマールの算定期間前に実行すべき修繕が後ろ倒しにされていないかなどの確認について、本日、修繕費のコマで回答させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございます。

ということございまして、これは、そういう御報告を頂いたということにさせていただきます。

○山内座長　　議題3です。議題3は「消費者庁からの提出資料について」であります。これにつきましては消費者庁・檜橋参事官から御説明いただいて、その後、質疑の時間とさせていただきますことにします。

檜橋参事官、どうぞよろしく願いいたします。

○檜橋参事官　　消費者庁の檜橋でございます。お時間を頂戴いたしましてありがとうございます。資料5-1、5-2、5-3と3種類提出をさせていただいております。

資料5-1を御覧いただきたいと思えますけれども、これまで1月27日あるいは2月15日のこの会合におきまして、消費者の視点からの疑問点・意見、あるいは2月15日には消費者庁に寄せられた消費者団体からの疑問点・意見をお示ししてまいりました。本日は、これまでお示しをしております疑問点・意見を補足するような論点について5点申し上げ

たいと思います。

1点目は電力会社の不正事案についてということでございます。なお、赤字で示しているのが今回追記している部分でございますので、そういう意味で御覧いただければと思います。これにつきましては、1月27日、2月15日の専門会合において口頭で申し上げさせていただいてきたものを明記させていただきました。現在認可申請中の規制料金における取扱いについては、燃料価格の高騰等を受けて申請がなされたものであり、これとは切り分けて審査を行うということとされておりますけれども、値上げの影響はもとより、そもそも料金への影響があるのかないのか検証の上で消費者に対して御説明を頂く必要があるというふうに考えているところでございます。

なお、電気事業法で、料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること等に適合しているかどうかということが審査されているわけでございますけれども、能率的な経営であるとか適正な原価、こういう部分に果たして影響はないのかということをお説明していただく必要があるものと考えてございます。

なお、既に報道等で御覧になられていると思いますけれども、今週の月曜日、一昨日の内閣府消費者委員会の公共料金等専門調査会におきまして河野大臣から挨拶がございましたので、紹介をいたします。消費者委員会に対しましては、経済産業省から正式な協議を受けて消費者庁から付議をすることになっておりますが、付議の前でございますが、電力会社からヒアリングを行うなど調査・審議が進められているものと承知をしております。

その場で河野大臣のほうから、今回の不正事案についてでございますけれども、カルテルや不正閲覧を許してきた体制・仕組みをどうするのか、内外無差別を含め考える必要がある。仕組みを改めないと次の問題は防げない。規制料金は規制料金でということではなく、フルパッケージでどうするのかという議論をしないといけない。といった提起をされてございます。

また、昨日の河野大臣の閣議後の記者会見におきまして、「電力業界において公正な競争が行われているのかどうかという疑念が払拭されておられませんので、カルテルや顧客情報の不正利用の事案が料金へ与える影響について、まず経済産業省においてしっかりと検証していただくこと、それからカルテル、この顧客情報の不正利用を許してきた体制・仕組みをどうするのか、内外無差別の確保に向けた取組を含め、これもまずは経済産業省によってしっかりと御検討いただくことが不可欠かと思っております。こうした点の検討も踏まえた上で、規制料金の値上げ申請への協議に対応していきたいと思っております。」と

いう発言がございましたので、紹介をさせていただきます。

続きまして、資料5-1の2ページ目、2点目のお話をさせていただきます。申請原価を下回った場合の料金値下げが適正かつ確実に値下げされることを担保する必要があるということで提起をさせていただいておりましたけれども、その下のほう赤字のところ、燃料費が自動的に反映される燃料費調整制度により、燃料費が下がれば電気料金も下がるということになりますけれども、電源構成の変化が反映されないことでギャップが生じるのではないかとということでございます。

前回3月3日の専門会合において、燃料費調整制度により自動的に反映されることから採録期間をどのように設定するかは料金に影響を与えないという説明がございました。燃料費調達制度では、原油、LNG、石炭の構成比や火力発電の燃料消費量は固定されたままであるというふうに認識しております。このため電源構成に変化があった場合、ギャップが生じる懸念があるというふうに思っております。実際、今回申請を見ますと、現行と申請値を比べても構成比等は変化しており、それを見直す申請内容となっております。この提起自体、認識が間違っていれば御教示いただきたいというふうにも思います。

続きまして、3ページ目でございます。一番下のところです。発電所の選択や利用率の想定についてメリットオーダーによる最適化を図ったものと説明されているが、徹底されているか評価する必要があるということで、特出しして、単価が比較的高いにもかかわらず利用率が高いところはないかということで提起させていただいておりましたけれども、加えまして、単価が低い発電機の利用率をもっと上げられないのか、著しく利用率の低い発電機は停止することで管理コストが削減できるのではないかとという素朴な疑問をお示しさせていただきます。

これらにつきましては、それぞれ発電所、発電機の事情があるかもしれません。最適であるという説明の上で、事情があるのであれば御説明いただく必要があろうかと思えます。

その項目の2つ目ですけれども、一番下のところです。メリットオーダーによる最適化を検討するに当たって、燃料費のみならず、管理コストも含めて比較されるべきではないかという疑問でございます。これにつきましては、申請原価に見込まれている総発電単価を各発電所の発電機ごとに、例えば電源、最大出力、発電単価、固定費、可変費、それぞれで見た発電単価、及び利用率を説明するということが求められるのではないかと思います。

飛びますけれども資料5-2を御覧いただきたいと思えます。こちらのほうは各社の申

請書あるいはこの専門会合に提出された資料に記載されたデータを見て、分かる範囲で消費者庁で表にまとめてみたものなんですけれども、一番上が燃料費で見た発電単価ということになります。それに加えて固定費とか可変費を含めて見た場合が(2)でございます、(3)(4)はそれぞれ固定費、可変費のみで見た発電単価ということになります。

東北電力、毎回例が東北電力で申し訳ないんですけれども、東北電力で火力について見ますと、燃料費で見た場合の発電単価は20.9円/kWhということになります。一方、固定費、可変費を加えて見た場合は23.9円/kWhということ。内訳として、固定費が2.8、一番下のところ可変費は21.2、このようになるかというふうに思っております。これについても審査の過程で見ただけであればありがたいと思っております。

それでは、恐縮でございます、資料5-1に戻りまして、4ページ目でございます。今回、規制料金は小売の値上げ申請ということでございますけれども、その審査において発電部門も見ていくということですので、この点も消費者庁としてしっかり見てまいりたいと思っておりますが、一方で小売部門から見てということでは、次の四角のところですけども、自社発電による発電、他社発電の購入を合わせて見て最適化を評価する必要があるのではないかということでお示しをさせていただいておりますけれども、自社発電、他社発電を含めて小売需要に対してどこからどう購入するか、どう決めているかということの説明が求められるのではないかというふうに思います。

※ですけれども、この場合、他社発電の購入と比較するということになると、他社の販売費には管理コストも含めて設定されているものと考えられますので、自社発電の管理コストも含めて比較するということになるのではないかというふうに考えるところがございます。

ここで資料5-3を御覧いただきたいと思っております。販売とか購入、ちょっと絵解きをしてみたものでございます。上が発電部門、下が小売部門ということでございますけれども、また恐縮でございます、東北電力さんのものですけども、一番データがそろっていたのでこれで作らせていただきましたけれども、供給力としては自社発電の分が643ということでございましょうか、これらが他社(発電)、他社受電の分であるとか他社に卸売を含む市場に出されている部分、あるいは自社の小売部門に渡されている部分ということに分けられようかと思っております。今回その発電についてメリットオーダーを見て最適化をしていくということは、この部分に当たるのかと思っております。

一方で小売について見ますと、自社の発電部門から買っているもの、他社から相対で買

っているもの、市場から買っているものということに合わせて726ということで小売需要に対応していくということになるかと思えます。発電部門で見るのか小売部門で見るのかということで、それぞれで最適化をしていくということが求められるのではないかと考えております。

なお、この図の数字については量について書いてございますけれども、ここに単価を入れてみるとか、あるいはもっと細分化して見てみるということで見えてくるものがあるのではないかと考えます。比較が可視化できるのではないかと考えております。

すみません、それでは資料5-1、4ページ目に戻っていただきまして、最後5点目でございますけれども、発電設備のところで適切な投資コスト、管理コストになっているか、その方式や手法等が効率的であるかを検証して評価する必要があるということでお示しをさせていただいております。

特に今回記述させていただいておりますのは、定期点検や更新工事等が適切かつ効率的あるいは計画的に行われているかということで、これによって定期点検などに係るコスト自体が最適化されるということもありましょうし、当該発電機の稼働日数が、老化するというようなことによって失われるコスト（収入）も最適化されるのではないかと考えておりますので、御検証いただければと思っております。

以上5点でございます。今回、1月27日、2月15日に頂きました意見について補足して論点を出させていただいております。電気料金は消費者の生活において極めて重要な要素であるということで経済産業省におかれても、総理からの指示もあったところでございますが、必要な時間を掛けて丁寧かつ厳格に審査をされていると、料金制度専門会合におかれましては御議論されているものというふうに認識をしておりますし、消費者庁としても、有識者の知見を頂きながら消費者の視点からしっかり見てまいりたいと思っております。

お示しした疑問点・意見につきましては、専門会合の各回の検討項目においてこれまで委員から示された意見、あるいは「国民の声」などと合わせて御議論いただけるものと認識をしております。今後もそれぞれの疑問点等に関する必要な論点など追加的に申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山内座長      どうもありがとうございました。

それでは、今、御説明いただきました議題3、消費者庁からの御説明について、御質問

あるいは御発言があればお願いしたいと思います。大変恐縮ですけど手挙げのほうでお知らせいただければ、こちらから順次御指名させていただきます。チャットでもいいんですけども、混ざっちゃうと順番が分からなくなっちゃうので、手挙げのほうでお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。どなたかいらっしゃいますか。

議論があればしたら、私のほうからちょっと確認を。最初のところですけども、カルテルあるいは顧客情報の不正閲覧というような問題があつて、御指摘は、そういうことによつて費用が上昇しているか否か、こういうようなことをちゃんと調べて、それで料金に与える影響を検証する、こういうことだと思いますけれども、これについてはちょっと事務局とも話させていただきますけれども、この委員会でやるのか、あるいはエネ庁との関係もあるのか、その辺もちょっとあるかと思ひます。

松村委員が御発言御希望、どうぞ松村委員、御発言ください。

○松村委員 座長の発言が終わつた後でいいのですが。

○山内座長 今の私のは導入部分で、皆さんのをお待ちするまででありまして、また必要であれば、私、自分で発言させていただきます。どうぞ。

○松村委員 それでは、発言させていただきます。まず、最初の不祥事に関連することです。今、まさに座長が御説明になつたとおりだと思ひのですが、本来的にこれはコストを積み上げて料金を認可する格好になるので、まず直接的に、このような不祥事が料金に影響を与えるルートは本来ないはず。もちろん、不祥事に対応するために掛かつた費用が料金原価に混ざり込むことがあつてはならないので、その点について十分注意して見るべしというのは全くもつともだと思ひます。それは他の点でも同じで、能率的な経営、真つ当な経営をしていたとしても、掛かつたであろう費用以外のものは入れないという大原則を大切に守つていくということで、これらのことが料金に影響することがないようにするということは、今までもしてきたし、これからも当然していくべきことだと思ひます。

もしこれ、繰り返し繰り返し御指摘になるということがあつるとするならば、具体的にどういうルートでそういう影響があり得ることを心配しているのか。私たちは、そのようなコストは決して入れないようにということに関しては最大限の努力は今後もしていくし、今までもしてきましたが、具体的にこういうルートがあるのではないかということがあれば、具体的に御指示いただければ、その点については更にもう一度きちんと確認することも必要かと思ひました。

次に、燃料費が燃調によつて自動的に上がる、下がるという面がかなりの程度ある。為

替レートだとか化石燃料の価格だとかの変動というのはこれで対応され、化石燃料の価格が下がる、あるいは円高になれば、自動的に料金が下がる部分もあるというのは十分分かるけれども、しかし完全に1対1で対応するわけじゃないという御指摘だと思います。全くそのとおりで、制度からしてもそのような制度になっていない。例えば極端なことを言うと、ガス会社が天然ガスの輸入でものすごく努力して単価を下げた、それで全日本平均が下がったとすると、電力会社の原価は下がっていないとしても、燃調の制度によって料金が下がることが出てくる、ギャップは出てきます。

あるいは原子力の比率というのを一定程度見込んでいたのだけれども、実際には原子力が再稼働しなかったということが仮に過去のケースでもあり、そのときに燃料費というのは上がったということになると、実際の燃料の消費パターンというのよりもっと化石燃料をたくさん消費している、原発が動かなかった分だけたくさん消費しているということがあったとして——実際に今まではあったわけですが、あって、その結果、燃料費の増加の影響というのはいくら大きくなったということが仮にあったとしても、燃調で調整されるというのが最初に設定したとおりのことだということだと思います。

そうだとすると、御指摘は全くそのとおりでと思うのですが、上がる方向も下がる方向もどっちも乖離はあるということ承知の上でこういう制度になっているのに、それでもまだ不備があるからちゃんと検討せよという、そういうことなのではないでしょうか。もしそうだとすれば、燃調の制度自体というのを変えるべしという提案だと思いますが、それはさすがにこの料金の会合では難しいのではないかと思います。

査定の範囲でどうしろというようなこと、完全に反映し切れない部分というのがあるのだから直近の下がった価格を使うべし、そういうようなことだとすれば、その方向に現在議論が進んでいるというふうに理解していますが、それを超えて何か対応せよというようなことだとすると、もう少し具体的に言っていたらいいのかというのが私たちは分からなくなってしまうということだと思います。

次に、メリットオーダーですが、何か私にはとてもよく分からない議論というのができていて、例えば燃料費だけでなく管理コストも含めて比較されるべきだというのは、どういうレベルのことを言っているのでしょうか。つまり1日で24時間動かすのか8時間動かすのかというのは、これは限界費用が高いものというのは8時間のほうに回り、低いものが24時間のほうに回るというのが普通の姿。メリットオーダーというのは、基本的にそんな発想なんだろうというふうに思います。

そうすると、1日の発電時間というのを24時間から8時間に減らしたら、減らせる管理コストというのが今回の消費者庁のほうで試算していただいた可変費のところにちゃんと入っていて、それでそういう議論というのをすべしと、そういうことを言っているのでしょうか、あるいはもっと長い期間のことを言っているのでしょうかというようなこと。

「メリットオーダー」という言葉の意味が、大分今回出された議論と違うのではないかと。電源構成に近いような話というのもみんなごっちゃになっていないかということをし心配しています。

さらに、稼働率が低い電源というのに関しては、思い切って停止しちゃったほうが、ある種の管理コストのようなものも含めたコスト全体を削減できるのではないかとということなんですが、この場合の停止というのはどういう定義なのでしょう。これはもちろんバランス停止とかということじゃないですね。バランス停止だとかということなら、それで管理費が大幅に減るとかって全く荒唐無稽ということで、もしこれを言うんだとすると、恐らく「休止せよ、あるいは廃止せよ、そんな低利用率のものは」、そういうことをおっしゃっているのではないかと思うんですが、昨今は全く別の部署で全く別の心配というのをしている、その対応に追われているというわけなんですけれども、kWが不足しているにもかかわらず休止あるいは廃止というのが多過ぎるのではないかと、その結果として電力の安定供給が損なわれているのではないかと懸念に対して必死になって対応しているという状況下で、この料金の委員会では、そんな稼働率が低いものは休止せよというふうに言うんでしょうか。一旦休止して管理コストを本当に節約できるなんていうことになったら、次に立ち上げるのってそれなりに時間かかるし、それなりにコストが掛かるのですよ、電気が足りないというときに急に動かさせて言われたって対応できるものばかりじゃないですよ、というようなことまでちゃんと考えた上でこういう提案が出てきているのかというようなこと。

さらに、例えば今回出てきた資料では、固定費まで含めたコストは、水力はすごく高いですね、だからこんなものは思い切って廃止しちゃったほうがいいんじゃないでしょうか、などというようなことって本当にこの委員会で言っているんでしょうかというようなことも含めて、何だか意図がちょっとよく分からないというような点がすごくあると思います。恐らく「メリットオーダー」という言葉の使い方というのが必ずしもうまく理解できていないということと、管理コストというのを、どういう管理コストでどういう利用の仕方をすればどう節約できると解釈したのかというようなことをもう少し御教示いただかないと、

具体的にこれを反映して査定をやるというのは相当に難しいのではないかというふうに思いました。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

ほかに御発言の御希望いらっしゃいますか。

実は私も、今の松村さんと同じような疑問を持ったんですけれども、特に3ページのところのメリットオーダーについては全く同じような感覚を持っています。もともとメリットオーダーというのは限界費用で供給曲線、ある企業の供給曲線をある意味ではシミュレートするというような意図で作られたものでして、そのときは限界費用というのは短期限界費用ですね。なので燃料費使っているんだけど。こういう形のそれぞれの発電所とか発電機に費用を割り振るといのは、規制の料金論で言うと完全配賦費用とか、あるいはフリーディストリビュートコストというふうに英語で言うんだけど、こういうものを使ってメリットオーダーというのはどういうことなのかなという感じがする。さっき松村さんおっしゃるように、それって電源構成比の話はあるかもしれないとは思いますが、それはそれでいろいろなところで議論しているということだという気がする。ですので、ちょっとここの意味がよく分からないなというのはございました。

それから、戻りますけど2番目の燃調とメリットオーダーということなんですけど、問題は、多分燃調で燃料の価格の対比が変わって、それによって発電のミックスみたいのが変わってくるという、そういうことをおっしゃっているのかなというふうに思うんですけれども、実際のところ、これは電力会社さんから発言していただいたほうがいいかもわからないんですけど、メリットオーダーだからメリットオーダーどおりにずっと発電しているという、そういうシミュレートというか意味ではそうなんだけど、現実になんかそうしているかというとなんか多分ないんだろうなというふうに思っていて、燃調で価格の比率が変われば、恐らく実際には、事業者さんは発電の比率を変えているんだろうなというふうに思うんですね。だから、それを全部反映するように燃料費調整制度のところを吐き出すといいますか、そういう形にするというのは理屈で言えばあり得るんだけど、実際にそれを料金に反映させるというのは、現実的なものなのかどうかという感じはちょっと思っている。この辺、榎橋さんのほうから御説明いただけますでしょうか。

○榎橋オブザーバー　　ありがとうございます。今、松村先生、山内先生から御指摘をいただいたところで、内容について御教示を頂いた部分もあったのかというふうに思ってい

て、ありがとうございます。

まず、不正事案についてでございますけれども、原価に混ざり込んではないということでございます。実際のお金の動きと今回の原価申請のお金の動きが違うということであれば、その点も御説明いただく必要があるのかなというふうには思っておりますけれども、不正をやるということは何らかのメリットがあってやっているということかと思われまます。それによって何らのコストに影響を与えるというのがあるのではないかというふうに思っております。その部分が洗い出せているのかどうか、切り分けて審査を行うということの意味を御説明いただければというふうに思っております。

2つ目でございます。燃料費調整制度のところでございます。制度ですので何らかの限界があるというのは承知しておりますけれども、前回3月3日の専門会合において、燃料費調整制度により自動的に反映されるということから、採録期間をどうしようが料金に影響を与えないという説明がありましたけれども、それはさにあらずではないかなということでございます。今日もこの後議論されると思っておりますけれども、直近の燃料価格を見た上で常に見直されるということをぜひ御議論いただきたいというふうに思っております。

それからメリットオーダーどおりに発電するわけじゃないと、これはまさにおっしゃるとおりだと思います。これをどの程度まで燃料費調整制度に反映させるのか否かというところ、これは実際の電気料金で反映した場合に、これより上回る場合、あるいは下回る場合、両方あるかと思っております。ただ、どこまで厳密に反映させるのかというのは制度論でございますので、この委員会の範疇ではないというふうには思っておりますけれども、経済産業省において燃料費調整制度の――前回も十分に理解されていないというところがかなり意見としてあったかと思っておりますけれども、その部分も含めて説明を頂く、あるいは検討していただく必要があるのかなというふうに思っております。

3つ目のメリットオーダーについてでございます。メリットオーダーについて、各電力会社さんからの説明資料の中に、メリットオーダーによってどの発電所あるいは発電機をどう選択し、どう利用率を想定しているかという説明の図示、非常に可視化して説明をいただいておりますので、その点について取り上げたものでございます。

「メリットオーダー」という言葉が違えば、どういう最適化が図られているのかということと置き換えていただいてもよろしいかと思っております。

○山内座長　　ありがとうございました。

まだありますか。

○檜橋オブザーバー 十分かどうかあれですけど、よろしく申し上げます。

○山内座長 ありがとうございます。

最後のところはちょっとあれなんですけど、さっき松村さん言ったのはそのとおりだと思うんですが、この手の類いのもので配賦してメリットオーダー出すというのは電源構成比の話で、言ってみれば長期限界費用みたいなものを考えればそういうことになるかと思うんですけどね。ですので、その辺の区別ということで、あくまでも料金算定のときには短期限界費用で、メリットオーダーで供給曲線を考えるということだと思います。

確かに短期限界費用というのは、燃料費だけかということそうじゃないかもしれない。長期化できる費用ってあるかもわからないので、それはそうかもわからないけれども、それについて見直すというのはあるかもわからないですね。ただ、それにしてもそんなに大きな比率じゃないんじゃないかなというふうに思いますので、そんなところが今のお答えのところの感想だと思います。よろしゅうございますか。ほかに。

四国電力から手が挙がりました。どうぞ御発言ください。

○宮本オブザーバー 四国電力・宮本でございます。今の御議論、先生方の御議論、そのとおりだと思っていて、特にここについての意見ということではないんですけど、メリットオーダーのところ、これまで会合の中で説明はさせていただいているとは思ってはおりますが、3ページに書いてある、御意見を頂いておる、単価が高いけど利用率が高いところはないとか、単価が低いのはもっと上げられないかというところについて、私どもの説明がまだまだ足りてないのかなと思って聞いておりました、そこについて若干補足だけさせていただきます。

電源、特に火力の運用については、ここに御指摘いただいているように、燃料費が高いものはあまり運転せずにピーク運転して、燃料費が安いものは、昔、従来で言うと石炭火力ですけど、今はちょっと燃料費が違いますが、そういうものはベースで利用率高く運転するというのが基本だとは思っています。

一方で、実際に申請している資料、御説明している資料の中の単価と利用率の関係のカーブというのが必ずしも厳格にそうはなっていないということの御指摘だと思っていて、実際には、電源にはそれぞれの燃料の特性、石油、石炭、LNGであったり、あるいはそれぞれのユニットの起動停止特性というのものもあって、例えば、1回止めると長いこと立ち上げに時間が掛かるというものについては、例えば週末、負荷が軽いときに、その電源

が不要であっても効率悪いところで運転せざるを得ないというようなものもありますし、あるいは燃料の制約で、燃料の手配の関係とかで、もっと燃料があれば回せるのだけれどもここまでしかできないというものがございます。

特に他社受電——弊社、他社受電が多いんですけど、他社受電の電源については、それぞれの発電事業者さんの燃料の手配の計画であったり、どれぐらいの利用率、発電側で回すと自分のところの補修のお金が安くなるかということも考えた上で、契約上の利用率上下限というものもございますので、そういうことを考えると、必ずしも理想的な電源の可変費の単価と利用率という関係にぴったりマッチしないということがあるということで御理解いただければと思っております。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。

今の四国電力の御説明については、檜橋参事官、いかがですか。

○檜橋オブザーバー　四国電力さん、ありがとうございました。まさにそういう話が説明できていないので、最適化を図っているという根拠というか電力成果、そういうものが分かりやすく説明されていく必要がありますし、もしその中で見直すところがあれば見直していただきたいというふうに思っているところでございます。ありがとうございます。

○山内座長　どうもありがとうございました。

ほかに御発言ございますか。

それでは、また何かありましたら後ほど御発言を頂くということにしまして、今いろいろ御議論ありましたので、事務局のほうでは、そういったところも踏まえて何か入れる等、あるいは制度的な対応等あれば御確認を頂いて御準備いただければと思います。

それでは、議題4に移ります。議題4は「燃料費等の再録期間について」でありまして、これは前回、どの期間を取るかということ、さっきの議論、松村さんの発言にもございましたけど、こういった議論があります。まずは事務局から御説明いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○東取引制度企画室長　事務局の東でございます。資料6に基づいて御説明させていただきます。

まず2ページ目ですけれども、本日御議論いただきたい点としまして、前回御議論いただきました燃料価格とスポット市場価格をどの期間で採録するかという点につきまして、

前回の御議論も踏まえて引き続き御議論いただきたいという点と、併せて今後の料金審査の進め方についても御議論いただければというふうに考えてございます。

まず、燃料価格の採録期間についてですが、4ページ目、これは前回の御意見をまとめてございます。

その上で5ページ目、今回の論点ということで改めて提示させていただいておりますが、前回の繰り返しになるようなところがありますけど、最初のところで、基本的に燃料費調整制度に基づいて自動反映されますので、燃料費の採録期間というのは基本的には料金に影響を与えない、中立的であると。先ほど御質問もありましたが、今回に関しては、確かに電源構成が変わって量が変われば、もちろん燃調が決まってもずれてはくるんですけども、今回のように、申請に際して同じ前提を取っている中で燃料価格の採録期間だけを動かした場合には、中立的なんだろうというふうに考えております。

いずれにしても、そうした中で前回会合においては、燃調と整合的な申請を行っている事業者に対しても再計算を求めるというのは大きなコストだ、あるいはそういう中で、採録期間をもとものとおりとしても合理的な選択なんじゃないかといった御指摘もございました。

一方で、「国民の声」をはじめ、最新の数字を使うべきだという御指摘が多いことは重く受け止める必要がある。できるだけ直近の数字を使うほうがよい、あるいは燃調が必ずしも理解されてない中で分かりやすさというのを大事にしたほうがいいんじゃないかという御指摘も多くあったというふうに思っております。また、本質的に影響するという意味では、燃料費調整制度の上限価格に影響を与える、それに少しでも影響する以上、直近の期間に決めたほうが分かりやすいのではないかという御指摘もございました。

こうした御指摘を踏まえて、各事業者において燃料価格の採録期間を直近の3か月。今ですと貿易統計で公表されているのは2022年11月から23年1月ということになりますが、こうした数字を使って再算定することとしてはどうかということ論点として書かせていただいております。

次に、2つ目の論点としてスポット市場の考え方と採録期間ということで、9ページ目に前回の御議論の御指摘の概要をまとめてございまして、10ページ目以降、論点を掲載しております。こちらも前回のおさらいになる部分もございまして、そもそも今回の料金改定申請においては、大きく分けますと過去の実績値を使っている事業者、第三者機関のシミュレーションを使っている事業者、先物価格を使っている事業者とい

うのがあるという中で、前回会合においても、なるべく基本的な考え方は統一すべきだという御指摘がございました。

その上で、第三者機関による予測値というのはなかなか説明性が高くないのではないか、採用は難しいのではないかという御意見で一致していたかなと思いますが、一方で過去1年の実績値を採用するのか、直近の先物価格を採用するかという点については、それぞれ支持する御意見と御懸念点と両方あったかと思ってございます。具体的には、過去1年の実績値ということにつきましては、コマ別のデータが客観的に得られるという点でメリットがあるという御指摘がございました。一方で、過去1年というのは非常にスポット価格が高かった時期でもありまして、そこを今後の見積りとするには違和感がある、ちゅうちょするといった御指摘もございました。

一方、先物価格を使うということにつきましては、フォワードルッキングという料金算定の考え方に照らして正しいので、指標価格としての有効性という観点からも十分に採用可能だといった御意見があった一方で、コマ別ではなくて月別のデータになってしまうので、コマ別の価格を算定する際に恣意性があるのではないか、そういう可能性があるんじゃないかという御指摘がございました。

こうした御指摘を踏まえまして、将来計画の見積りとして、直近の電力先物価格を採用するほうが説明性が高いんだらうというふうに考えてございます。このため、先物価格を採用しつつ、その御懸念のコマ別の価格を算定する際に恣意性が生じないようにするように、算定方法というのも具体的に示した上で各事業者において再算定を行うこととしてはどうかと書かせていただいております。

次のページでございます。具体的には、先物価格として、前回もお示しした2023年2月の東京商品取引所における23年の各限月の電力先物価格を採用することとしてはどうかということでございます。その際に、東日本の事業者につきましては東エリアの24時間商品の先物価格、西日本の事業者については西エリアの先物価格。沖縄につきましては数字がないという事情がございまして、両社の単純平均値をそれぞれ使うということとしてはどうかと考えております。

また、コマ別の数字の出し方ということで言いますと、過去1年のスポット市場価格のコマ別の実績価格を比例的に補正する。前回、足したり引いたりするとずれるという御指摘もありまして、比例的に掛け算をするというやり方を採用してはどうかということを書かせていただいております。

具体的には13ページ目にイメージをお示ししております、例えば4月の数字を計算する際のイメージなんですけれども、上のグラフが去年、2022年4月の実際のコマ別の価格をずっとプロットしたのになっていまして、月間平均が単純平均すると21.65円でありました。一番右ですが。下が、今2月の平均を取ったときの4月の先物価格。だから今年4月のスポット市場価格、平均は15.06円となっています。ということですので、全てのコマに21.65分の15.06を掛ければ、そこに恣意性はなくてきれいに、平均値は先物価格を使いながら実際のコマ別のばらつきは実績に従って算定されるということで、恣意性なく先物価格を採用することができるのではないかと。言い換えれば、実績価格と先物価格両方を使うような形できれいにカーブが出せるんじゃないかというふうに考えてございます。

あとは御参考として、14ページには前回もお示した各社の考え方と採録期間。

15ページ目に過去のスポット価格ということ。前回御指摘のあった過去1年を使うと高い数字になってしまうんじゃないかという御指摘がございましたが、過去のスポット価格の推移というのをお示ししています。

16ページ目に、詳細は割愛しますが、取引所におけるマッチングというのは具体的にどういう算定をやっているのかというのを添付しております。

最後に、3番目の論点として18ページ目ですが、今後の審査の進め方ということを書かせていただいております。18ページ目をお願いします。1ポツですが、燃料価格とスポット市場価格を変更して料金の再算定を行う場合、数字が大きく、料金算定の前提が大きく変わるとということと、燃料費調整制度における基準価格の採録期間を変更する必要があるということ、各事業者において、一度この時点で補正を行うということとしてはどうか。その上で、燃料費ですとか購入・販売電力料ですとか、再算定によって大きく数値が変わることが見込まれる費用については、再算定結果を待った上で、新しい数値をもって更に審査を進めていくこととしてはどうか。最後に、各事業者において再算定を進める間も、再算定に直接影響を受けない費目を中心に引き続き審査は進めていただくこととしてはどうかということ論点として書かせていただいております。

以上、御審議いただければと思います。

○山内座長 ありがとうございます。

前回も議論になりました燃料費等の採録期間ということで、申請を出されたときのルールどおりにやるとかなり前になるんですけども、もうちょっと手前に移すことによって料金自体の水準が変わるかもしれない、こういうことでありまして、そういった見方を採用

した場合にどのような問題があるか等について事務局から御説明を頂いたということですが、結論的にはこういう形でもそんなに大きなそごはないんじゃないか、こういうことだと思いますけど、これについていかがでしょう、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員 ありがとうございます。今の事務局案の意見に特に異論はないです。

1つ質問なんですけれども、今回の資料で先物の平均が東と西でそれぞれ、スライド12ですかね、20.97と17.85に先ほどの平均だとなりますということでした。過去を使うよりも先物を使うということで今の読みはこうなっていますが、これ、たまたま偶然なのか、14スライドの北陸電力、中国電力の過去の1年前の数字も20.72、20.32と。西はちょっと違いますけど、東エリアだと少し近い形になっているので、結果的にこれはどういうふうに分けると——大体ニアリーイコールになったのは偶然なのか、過去は高かったんだけど今その状況に近くなってきているのかという、どういうふうに見ていらっしゃるのかというのを教えていただけますか。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御発言ございますか。

河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員 御説明ありがとうございます。消費者にとってみると、請求される電気料金がどうなるのかということで、今回少しでも値上げ幅を圧縮するというのを念頭に置いて、採録期間の変更、卸電力市場での考え方の整理をしていただいたというふうに思っております。ものすごく大きく値が、期待したとおりの数字が出るかといったら、お示しいただいたとおり、そうでもないなど。それでも「国民の声」や公聴会の意見に応える形でこういった御対応を頂いたことは、ありがたいというふうに思っております。

ただ、これは今回の特例であるのか、それとも今後に向けては考え方をまた一度整理し直すのかというあたりで、算定基準といいたまいますか、査定を進めるに当たっては、都度都度あまり考え方が変化するのもよろしくないのかなというふうに考えておりますので、そのあたり、今後に向けてどういう対応を執られるのかという見通しも教えていただければというふうに思っております。頂いた論点整理に関しましては、このとおりで納得感があります。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御発言ありますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 松村です。発言します。事務局案は合理的だと思いますので支持します。

その上で、私は市場価格とマッチングのところで気にしていることがあります。まず、マッチングをするときに、市場価格と比べて燃料費を中心とした——大宗は燃料費だと思えますが、これで限界費用を見て、限界費用が低い電源については仮に自社の需要として必要なかつとしても動かして、それで差分は控除収益として得るというシミュレーションをちゃんとしているということになります。

そうすると、先ほど消費者庁から指摘された点、低コストなのにあまり動いていない電源がないのか、あるのではないかということだとすると、このマッチングが適切に行われていれば、限界費用が低い電源をむやみに休ませることはなくなるはずなので、こういうことをちゃんとやっていることを丁寧に説明することが、消費者の理解を得ることに資すると思えます。先ほどのメリットオーダーでとても不自然なことをしていないのかという点に関しては、こういう形でとても丁寧にやっていることを、いろいろな文脈で説明していただければと思いました。

ここがとても重要だということで、市場価格の採り方は事務局から具体的な提案があったのですが、じゃ限界費用をどう採るのかというようなことが問題になり得ると思えます。端的には、ほぼ大宗は燃料費と思うのですが、このときに限界費用が実態と大きく乖離してしまうと適切なシミュレーションにならないおそれがあります。

先ほどの燃料費の採録期間ということで、直近のというか新しいところでの3か月を取って、その価格で見るというやり方で限界費用を見ている会社もあり、そうでない会社もありということだと説明いただきました。そのときに、仮にスポットの価格に比べて最初に議論した3か月の全日本平均が割高になっているとすると、ひょっとしたらこのシミュレーションが適切にできていない可能性があると思えます。限界費用は恐らくスポットで調達する価格になると思えますので、特にLNGが典型的にそうなんだと思うのですが、一応念のために、石炭も石油も含めて、直近のスポットの価格に比べて著しく高い限界費用を想定していないことも確認していただければ。そうならないことを説明することも、納得性を高めるのではないかと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかにかがでしよう。

東京電力エナジーパートナーからの御発言ということで、どうぞ御発言ください。

○秋本オブザーバー 前回の会合でもお話しした内容で繰り返しになって恐縮でございますけれども、私ども今回算定において、当時の作業工程等の観点から、その時点で採り得る直近の先物というものをを用いて算定を行わせていただいております。今回、事務局のほうから23年2月の先物を採用することですか、あるいは補正申請を行うということが示されておりまして、ある意味至近の先物価格というのは現時点での客観的な将来見通しが反映されているということかとも思っております。また、補正申請に関する整理も頂いたということでございますので、こちらを用いての再算定に真摯に対応してまいりたいというふうに考えております。

その上でということなのでございますけれども、やはりこの数か月間、市況が、今回ですと下がる方向に大きく変動したということでございますけれども、当然これ逆もあり得るということでありまして、市場価格というのは、特に燃料費だけではなくて需給状況の影響といったものも受けるということで、上下合わせて価格変動が大きいということだと思っております。

ただ現行、市場価格の上下動を小売の価格のほうに自動的に反映するしかないということが悩ましいところかなというふうに思っております。したがって、今回御提示いただいた中で、果たして今後3年という期間にわたって適切な市場足り得るかというところは、引き続きの課題だというふうに認識をしてございます。

したがって、これも本当に前回の繰り返しとなって恐縮でございますけれども、この課題を抜本的に解決するための方策ということで、例えば燃料費調整のいわゆる市場価格版といった措置については、今後、ぜひ速やかな御検討というのをお願いしたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかにはいらっしゃいますか。

四国電力、どうぞ。

○宮本オブザーバー 北陸電力・宮本でございます。燃料費の見直しについての考え方をお示ししていただきまして、ありがとうございます。今ちょっと東京電力さんがおっしゃられたことと私の認識が若干違うところがあったので、細かいのですけれども確認させ

ていただきたくということなんですけど、事務局さんの資料で、一度この時点で補正を行うということの意味合い、補正って何かというのが今のところ明確でないかなと思ってはおります。今、東京電力さん、補正申請を行うとおっしゃられたので、私どもは補正申請というのは、これまでは、料金の最終局面において全ての審査・査定の内容を反映したものを新たに申請としてお出しして、フルパッケージで出すというのが補正申請だと思っていました。

今回、料金の基準燃料価格の採録期間を11月から1月にそろえるということの必要性はよく理解しております、そのために補正申請を行うということだとすると、かなりの労力がそこに発生して、審査の途中でそこまでやるのかということも含めて非常に難しい対応になると思っておりますので、ここで言う補正を行うって何かということは、これから明確化していただくものだと思っておりますが、何らかの申請行為、※の注釈でルール上は申請の日ということでもありますので、何らかの申請的な行為で起点を作るとしても、その内容、そこに伴う作業というのはぜひ簡略化していただきたいというふうに考えております。前回言わせていただいたことと同じようなことではございますが、その辺りの事務的な対応についてはぜひ御配慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

東京電力エナジーパートナーから手が挙がっていますが、今の件ですか。

○秋本オブザーバー　すみません、ちょっと私の言葉が足らずというところでございます、先ほどあれしましたように、今回いろいろそういった採録に対して整理いただいたということでございます、これに対して再算定をという話だと思っておりますので、それについては当然ながら真摯に対応してまいりたい、こういう趣旨でございます。もとより、今、四国電力さんがおっしゃったとおり、とはいえ相当な労力が掛かるということでもございますので、合理的な採録手法というか判定手法といいますか、そういったことについては引き続き御配慮を賜ればというふうに考えておる次第でございます。申し訳ございません。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、東北電力、どうぞ御発言ください。

○石山オブザーバー　東北電力の石山でございます。燃料費等の採録期間の関係につきまして発言をさせていただきます。

弊社といたしましては、このやり方で再算定について今回まとまるということであれば、その審議の結果を踏まえて早急に社内体制を整えまして、再算定にしっかりと取り組んでまいりたいとは考えているんですけれども、先ほど河野委員からも御質問もありましたし、四国電力の宮本様からも発言があったんですが、我々としましては、今回の再算定についてはある意味審査途中での前提の変更というふうな対応になりますし、扱的には例外的な対応ということで、ある意味、今回限りになるものであろうというふうな認識をしているところでございます。

前回の専門会合の中でも我々としてはお話をさせていただいておりますけれども、燃料費の採録期間を変更して再計算を行うとなりますと、相応の時間を要することになります。当然そういった中で、我々としては可能な限り燃調制度の上限を、今大きく増加をしている状況でございますから、早期に逆ぎやの状況の解消をさせていただきたいと望んでいるところでございますので、再算定後の審議につきましては、何とぞ後戻りのないような進行となりますように進めていただければと思っているところでございます。

弊社からは以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、中国電力どうぞ。

○小寺オブザーバー　中国電力の小寺でございます。私どもも似たような話でしかないんですけれども、採録期間を見直すことに対して、国民の皆様の声を踏まえますと、当社としては当然、真摯に対応していくということでございます。

それから、今回の算定の扱いについては、事務局のほうで整理をしていただいて、事業者としてはいろいろ懸念するところはありますけれども、さはさりながら、そこに対してしっかり真摯に対応していくということが大前提だというふうに考えておりますので、御指示いただいた方向に従いましてしっかり対応していきたいというふうに思っています。

その上で、先ほど石山様からもありましたけれども、本日整理いただくということになりますけれども、この前提をもって、この再算定の結果をもって確実に進めていただくと。さらに、再算定ということになりますと、前回の専門会合でも申し上げましたけれども、非常に我々としては時期的なものも含めて重たい経営の状況でございますので、ぜひとも今回の再算定結果をもって審査を確実に進めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございます。

北陸電力、どうぞ。

○平田オブザーバー　　北陸電力・平田です。今、各社さんおっしゃったことと同様の趣旨ですので簡単に申し上げますが、採録期間の提案がなされて、これで確定ということであれば、我々のほうとして、その御指示に従ってしっかり再算定ということで対応させていただきます。

あと、手続に関しまして幾つか出ておりましたが、補正申請という形になりますと、最後に査定が決まって補正申請する、すなわち約款を全てそろえて約款のレートを算定するというのを2回やるということになりますと大変な手続となりますので、ここの補正の定義がどういうことかということが気になります。この点について事務局のほうから明確に御指示を頂ければというふうに思います。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうからコメントお願いいたします。

○東取引制度企画室長　　事務局の東でございます。いろいろと御指摘ありがとうございます。

まず、委員から御質問、御指摘いただいた点につきまして、まず北本委員から、過去実績と先物の価格が近いようだけれども、それはどう見たらいいのかという点です。15ページ目で、これが実際の現物価格の動きをプロットしたものなんですけれども、非常に近過去ではボラティリティーが高くて、この中で各社さん、会社によってもととの申請に織り込んでいる時期は違うんですけれども、これだけバタバタ動いていて、かつ足元では、今足元、まさに明日の受け渡しの分まで反映しているんですけれども、1桁のところまで落ちてきているということで非常に差がある中で、ある期間を採ったものと2月の先物というのがどういう関係かというのはなかなか一口には言えないかなと思っているんですけれども、同じことの繰り返しになっちゃうかもしれませんが、ここで申請時に織り込んでいるものというのは、例えばですけれども申請前なので21年10月から22年9月の実績値、ここでの21年10月から22年9月の数字を採ってしまして、それに対して先物価格というのは、2月の辺の市況で皆さんが先を見たときに来年度はこれぐらいになっているだろうというものなので、同じ市場で同じような燃料動向ですとかいろいろなものを見ているので、

全く関係がないということはないんだと思うんですけども、同じである必然もないと思いますし、西日本で言えば2.5円ぐらい違って、それは有意な差が出ていると思いますので、繰り返しになってしまいますけど、全くの偶然かと言われれば偶然なんだと思いますし、関連している、つながっている市場の動きの中の数字だと言えばそうとも言えるような気がしますので、一義的には別物なんだというふうに思っています。

それから河野委員から御指摘のありました点ですけど、今回のこうした見直しを行うことは特例なのか今後の予定ではどうなのかという点ですが、そもそも将来時点においてさらに料金改定というのがあるというのはあまり今の時点で予見したくないですが、まず今回に関して申し上げれば、やはり燃料がこれだけ、為替であり燃料価格がこれだけ大きく変わったという特殊な事情、そもそもの申請の前提として、そういうものが大きく変わったというのがまず前提としてあったということだと思います。

その上で、申請後も為替なり燃料価格というのが大きく動いていたというのが大前提としてあった上で、そういった事態の中でいろいろなお声を頂戴したこととか、いろいろなことを勘案してこういう御提案をしているということでありまして、これが当然にあるべきものというふうに現時点で思っているわけではございませんが、いずれにしましても、将来においても仮に料金改定申請がまたあった場合には、その時点で改めて検討ということになるんだというふうに思っております。

それから松村委員から御指摘のありました、マッチングのところについて丁寧に説明すること自体が消費者庁への質問に答えていくことになるという点、ありがとうございます。そういう意味で16ページの御説明をしないままに進んでしまったんですけども、ちょっとテクニカルかなと思ったんであれですが、基本的にはここで書いていることは、自社の燃料価格よりも市場価格のほうが安い場合には買いを入れて差し替えを行うということと、逆に市場価格のほうが高い場合にはちゃんと売って、その分の利益を控除に充ててくださということを書いていまして、まさにおっしゃっていただいたとおり、低いコストなのに動かないとか、高いのに動かしているということがないように、市場価格との兼ね合いでもそういうことがないようにというのがこのマッチングの趣旨でございます。

それから、御指摘のありました限界費用を各社がどう織り込んでいるかという点につきましては、これも御指摘いただいたとおり、会社によってC I F 価格を使っているところとスポット価格を使っているところがございますので、ここにつきましては御指摘の点をきちんと確認してまいりたいというふうに思っております。

それから各事業者から御質問というか御指摘ありました、今回の補正の定義をどういふふうに考えればいいのかという点なんですけれども、ここにつきましては18ページに書いていますが、まず1つは、今回算定に当たって直近の数字に置き換えていただきたいということ、使っていただきたいということが1つと、それは燃料費調整制度の基準価格の採録期間と合わせる必要があるんだろうと思っていまして、この点をどうやって満たしていくのかということが必要かなと思っていまして。

その点、制度の解釈については、まず燃料費調整制度の省令の解釈については資源エネルギー庁が最終的に判断することになっていきますので、ここは我々としては、仮にこういった案で御了解いただけた場合には、資源エネルギー庁に対してそういった再算定ということ意見を渡すと、伝えるということだと思っていまして。また、例えば申請という行為についても、基本的には経済産業大臣といいますが資源エネルギー庁宛てに行って、我々はそれを受けて、意見聴取を受けて意見回答するという、審議会の立場はそういうことをごさしまして、我々としては、こういう考え方を採用してもらいたいということ意見を伝えた上で、最終的には資源エネルギー庁の判断になるかなというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

ということで、御指摘の点、御質問等についてはお答えいただいたというふうに思っておりまして、特に前半で御発言いただいた皆様、今回の事務局案について特に異論はないという御指摘ございました。そういうことですので、基本的には事務局案のとおり、各事業者において燃料価格や卸電力市場価格について補正を行うということにします。事務局においては、電力・ガス取引監視等委員会のほうへの報告など必要な対応を進めていただくということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事進行しますが、5番目「原子力バックエンド費用について」であります。これについて事務局から御説明いただき、その後、質疑とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○池田取引監視課長　　資料7をお願いします。

2ページですが、原子力バックエンド費用については既に32回会合で御審議いただいたところ、その後、北海道電力と東京電力から申請があったことから、改めて御審議いただくものでございます。なお、東電EPにつきましては発電事業者でないため、原子力バック

クエンド費用の計上はございません。

また北海道電力についても、3ページ目のとおり、原価算定期間中の運転の織り込みなしということで、4ページ目ですけれども、バックエンド費用のうち、黄色の3つのうち該当するのは原子力発電施設解体費のみということになります。

申請の内容でございますが、9ページからでございます。前回から費用が大きく増えているように見えますのは、算定方法が変わったからということでございまして、10ページ、どういう諸元を使っているかでございますけれども、2021年度の値を使って原価算定期間中に適用しているというところでございます。これは現時点においては経済産業大臣の承認を受けた解体費用の総見込額というのが2021年度のものしか得られていないというところでございます、これは間もなく2022年度の解体費用の総見込みが省令改正によって明らかになるというスケジュールになっておりまして、そこは13ページの論点として示させていただいたところでございますが、前回の料金値上げのときには、申請後新しい数値が確定した場合は、当該数値を反映した料金原価として新たな数値を反映するという対応を執りましたが、今回も同じ対応でよいかというところが論点になるところでございます。

御説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

今御説明あった13ページで、取扱いのものについて、今回の申請も仮に申請期間に新たな数値が確定した場合に、前回の料金値上げと同様の考え方で新たな数値を反映するというのでよいかというところであります。いかがでございましょう、これについての御意見等。

梶川委員、御発言ください。

○梶川委員　　ただいまの事務局の説明どおり、これが大臣の承認を得て数字が変わることであれば、その新しい数字が反映されることでよろしいのではないかと思います。

○山内座長　　ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。特によろしいですか。事務局からも特には……

○池田取引監視課長　　御発言どうもありがとうございます。

○山内座長　　ありがとうございました。それでは、頂いた御意見ということで賛成ということではありますが、事務局においては準備をいただくということをお願いいたします。

次、修繕費であります。事務局からまず御説明いただいて、それから北海道電力、東京電力エネルギーパートナーからも御説明いただくということになっております。その後に質

疑とさせていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 修繕費につきましては資料8を御覧ください。

2ページですけれども、これも既に御議論いただいたんですけれども、北海道電力、東京電力エナジーパートナーから申請があったことから、この2社の申請を中心に幅広く御議論いただくということでございます。

3ページですが、修繕費につきましては、審査要領では帳簿原価に占める修繕費の割合を直近5年間の算定期間として算出し、これをメルクマールとして設定するよう規定されているということで、したがって論点につきましても、5ページでございますけれども、2つ目のボツ以降でございますけれども、メルクマールの水準や申請原価がメルクマールの範囲内であるとか、メルクマールの水準を超過している場合は、それが適切か等々、そういったところを中心に御審議いただくこととなります。もちろんここに書かせていただいたこと以外にも論点がございましたら、幅広く御指摘いただければと思います。

北海道電力と東電EPの申請の内容は、次の6スライド目でございます。申請原価と現行原価の比較は左下の表のとおりでございます。北海道電力は現行原価と比べて減少していて、東電EPのほうは発電部門の分社化によって業務部門の約1億円弱のみの計上と。これは需給運用業務のシステム保守などの費用ですが、そういったもののみとなっているところでございます。

他方、メルクマールはどうなっているかというところについてですけど、北海道電力について見てみますと、今7スライド目でございます。北海道については、表の左側の列のとおり、申請原価がメルクマールの枠内に収まる旨申請をしてきていただいております。そしてこれは、特殊要因として原子力発電所の再稼働前の点検費用ですとか火力発電所の点検費用というものを除いた上で1.019%とか1.018%という計算をしてきていると。もしこれらを除外しないで計算するとどうなっていたかというのが1つ右側の列でございます。直近5年間のメルクマールが1.609%なのに対して、申請原価上は1.868%、若干オーバーする、そういった結果になると。北海道電力はこういう計算をしていること、あるいは除外しないで考えた場合にオーバーすること、これをどのように考えるかというのが御議論いただく点かと思われるところでございます。

一方、災害復旧修繕費については別の考え方を採っておりまして、そこは11ページ目でございますけれども、災害復旧修繕費のほうは、直近10か年から最大の年と最小の年を除

いた8年間の実績平均を採ることとされていまして、東電は該当なしでありまして北海道だけでございますけど、これは基準に照らして、それにのっとった計算が行われているというところでございます。

続きまして16ページ目、メルクマール超過分の取扱いについても御審議いただきたいと思っております。北海道電力を含めて5社が、原子力発電所の再稼働に向けた検査あるいは定期点検回数の減少増加等の特殊要因を理由としましてメルクマールの水準を超えていますが、それをどのように取り扱うべきかというところが論点となるわけでございます。前回の会合のときは、19スライド目のとおり、前回会合で御議論いただいたところでございますけれども、2つ目のチェックのとおり、大原則として守るべきという意見がある一方、その下ですけど、原子力の増加費用は認めてもいいんじゃないか。その下ですけども、メルクマール算定期間前に実行すべきものが後ろ倒しになっていないか。原価算定期間中特殊なものがなかったか、これは松村委員から御指摘を頂いたところですけども、そういった御意見を頂戴していたところでございます。

ただ、このほかにどのような論点があるのか、あるいは今後、査定の判断基準等についてどういったものがあるかというところについて御意見を頂きたいと考えているところでございます。ちなみにメルクマール算定期間前に実行すべきものが後ろ倒しになってないかどうかというところは、事務局において各社に調査を行わせていただいたところです。それが26ページ、27ページでございますけれども、結論としては、特段不自然な案件というのは伺えなかったというところでございます。

御説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、北海道電力・上野様から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○上野オブザーバー　　北海道電力の上野でございます。それでは、修繕費について資料8-1に沿って御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。今回の原価は、原子力の再稼働に向けた修繕工事があるものの、原子力の定期点検については停止期間継続に伴い点検範囲や内容を絞り込んでいることに加えまして、火力の定期点検周期延伸ですとかカイゼンによる新技術・新工法の開発や導入を始めといたしました経営効率化の取組などによって、前回原価と比べ107億円減と大幅に減少してございます。

審査要領にメルクマールとして示されている修繕費率につきましては、点検基数などにより大きく変動する火力発電所の定期点検修繕費のほか、泊発電所3号機の再稼働に向けた修繕費を特殊要因としており、これらの特殊要因を除いた場合、今回原価は直近5年間の修繕費率を下回っております。

2ページを御覧ください。特殊要因といたしました火力発電所の定期点検修繕費について御説明いたします。直近5年間と原価算定期間における火力発電所の定期点検基数をグラフでお示ししておりますが、原価算定期間においては通常の定期点検基数であるのに対して、直近5年間におきましては定期点検基数が通常よりも少なくなっております。その理由といたしましては、石狩湾新港発電所1号機が直近5年間の中間である2019年2月に運開したため、定期点検が2021年度の初回定検1回のみであったことと、2018年9月に発生いたしました北海道胆振東部地震の際に、電源を早期に復旧させる必要があったため、知内発電所2号機の定期点検を中断したことによるものからでございます。

3ページを御覧ください。こちらは1回当たりの定期点検修繕費を整理してございます。前のページで御説明いたしましたように、火力発電所の定期点検基数は直近5年間に比べて今回原価のほうが多くなってはおりますが、その一方で1回当たりの定期点検修繕費につきましては、経営効率化の反映などにより直近5年間よりも低い水準となっております。

下の表には主要火力とその他火力の定期点検修繕費を一覧で表に整理してございますが、当社においては、保有している火力発電所のユニット数があまり多くない中において、石狩湾新港発電所1号機のような供給力の中心的な役割を担う主要火力の新規導入に伴う定期点検審査が修繕費に与える影響は非常に大きい状況にございます。また、知内発電所2号機における2018年度の●、こちらが北海道胆振東部地震により中断したものでございまして、その結果、直近5年間では1度しか定期点検が行われていない状況にございます。

4ページを御覧ください。同じく特殊要因とした泊発電所3号機の再稼働に向けた修繕費について御説明いたします。泊発電所につきましては、停止状態が長期化していることから、これまで点検範囲、点検内容を縮小して実施してまいりました。泊発電所の運転再開に向けては、原子炉容器やタービン本体のほか、膨大な付属設備全般につきまして、機器の分解、状態確認等を行うとともに、状態に応じて部品の取替えなどの準備を実施して、運転に必要な信頼性を確保する必要がございます。

審査の進捗や工事の本格化に伴いまして再稼働に向けて必要な工事量を把握するため、

2021年度に実施いたしました設備状況調査結果を踏まえまして、原価算定期間では再稼働までの複数年にわたって点検・修繕を実施する計画としてございます。

一方、直近5年間の実績としては、21年度に実施した設備状況調査を除く再稼働に向けた修繕費が含まれてございません。当社の厳しい財務状況を踏まえまして、これら修繕費の増加は非常に影響が大きく、これまで御説明させていただきましたとおり、火力の定期点検修繕費及び泊の再稼働修繕費、これを特殊要因とすることにつきましては一定の合理性があるものと考え、この影響を除いてメルクマール比較をさせていただいたものでございます。

当社からの説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、東京電力エナジーパートナー・秋本様、御説明をお願いいたします。

○秋本オブザーバー それでは、修繕費につきまして資料8-2で御説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。修繕費は、電気事業の継続に必要なシステムの維持等に厳選をいたしまして、2021年度実績と同水準を見込んでおります。前回原価との比較におきましては、分社化等の影響によりまして年間で1,685億円減少いたしまして、年間1億円ということになります。

この主な事例といたしましては、自社需給の運用業務におけるシステム保守費用でありますとか、カスタマーセンターの拠点における電源・通信設備等の工事費用ということになります。

修繕費比率は0.1%となり、審査要領に記載のメルクマールの0.4%を下回る水準となっております。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、今頂きました御説明の内容について御意見、御質問を受けたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。手挙げ機能でお願いしたいと思いますが、ございせんか。今日、これ全て決めるわけではないのですが、どなたかいらっしゃいませんか。

それでは、特に意見はないということで——松村委員、どうぞ。

○松村委員 すみません、手を挙げるのが遅れて。

○山内座長 とんでもございません、お願いします。

○松村委員 修繕費に関して私が委員に質問するのはとても変なんですけど、過去の意見として、圓尾委員から原子力関係のコストが増えるのは仕方がないのではないかと御発言を頂いた。これに関して少し聞きたい点があります。これは全ての電力会社についてもっともだという考えなのかを確認したい。具体的に言うと北海道電力です。北海道電力以外の会社は原発の再稼働を原価算定期間に見込んでいますが、北海道電力は見込んでいません。北海道電力は、つまり泊があることによって原価が下がる要因が全くなく、上がるという要因ばかりという状況下で、原価算定期間に供給力として全く役に立たない電源の修繕費がかさむ結果として、メルクマールを超えるのについても認めるべきだという意見なのかを確認させてください。

次に、その意見がどうであろうと、私自身は、北海道と他社は分けて考えてほしいと思っています。北海道に関しては供給力に全く貢献しない、この3年間に全く供給しないで、なおかつメルクマールを超えているのを安直に認めていいのかという点にはかなりの抵抗感を覚えています。

以上です

○山内座長 ありがとうございます。圓尾委員への御質問ということなのですね。だけど、今日は圓尾委員御欠席で……

○松村委員 申し訳ありません。すみません。

○山内座長 またこれは次回にでも、ということにしてよろしいですかね。

今の最後のところについては、何かコメントありますか。

○池田取引監視課長 北海道と分けて考えるべきではないかといった点についてですが、それにつきましては、頂いた御意見を踏まえて検討していきたいと思えます。

○山内座長 ということで、御意見については御検討いただくということにしたいと思います。

北海道電力、どうぞ。

○上野オブザーバー 北海道電力の上野でございます。弊社からの御意見ですけれども、泊発電所3号機、こちらは燃料供給の安定ですとか長期的な価格の安定性を有しております。北海道内における電力の安定供給の確保ですとか今後のカーボンニュートラルの実現、そういった面から低稼働の電源ですとか休廃止を予定している電源とは異なりまして、今後の稼働が必要不可欠な基幹電源と考えてございます。

泊発電所3号機を再稼働するためには、先ほど御説明させていただきましたとおり、

2023年度から再稼働直前の26年度まで、こちらまでは複数年にわたって再稼働に向けた修繕費が一定額必要でございまして、私どもとしては、最大限の効率化を反映した上で料金原価に織り込んでいるところでございます。

仮にこれらの費用が認められない場合、当社の経営・財務に大きな影響を与えるものと考えてございます。これまで何度か御説明させていただきましたとおり、今回申請した原価には泊発電所の再稼働は織り込んでございませませんが、これらの修繕を確実に実施しつつ、26年12月の再稼働に向けて総力を挙げて取り組み、再稼働後には、そのメリットを反映しまして適正な数字で値下げを実施したいと考えてございます。御理解のほどよろしく願いいたします。

○山内座長　それでは、東北電力、どうぞ御発言ください。

○石山オブザーバー　東北電力の石山でございます。修繕費のメルクマールの関係でちょっと御発言させていただきます。

御承知のとおり、弊社のメルクマールの採録期間についてなんです、事務局様の資料16ページに、欄外の※のところに記載しておりますけれども、申請のタイミングでは2016～2020年度、この5か年間とさせていただいたんですけれども、これは福島県沖地震で被災をした電源の復旧中ということもあって、原町火力2号機の定検を2022年度へ繰り延べをしたことによって、この年、火力の修繕費が非常に低い数字になったということもあって、1年ずらした期間をメルクマールという形で採録させていただいたものなんです、2月6日の専門会合の場で直近5年間を原則とすべきだというふうな御意見を頂きまして、その対応についてはやむを得ないものということで考えておりますけれども、今回、北海道電力様のほうで災害に起因するような事案、これについて特殊要因というふうな形で、もしこういったものも考慮されるというふうな形になるのであれば、我々としては、2021年度の修繕費に原町火力2号機の定期点検の繰延影響についても補正をした形でメルクマール算定するというふうなこともあり得るのかなというふうにも考えてございますので、今後、その辺につきましても取扱いの御検討を御配慮いただければありがたいと思っております。

弊社からは以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

そのほかに御意見いかがでしょう。

川合委員、どうぞ。

○川合委員　この修繕費の問題でメルクマール超過分の取扱いということが前回議論され、そこで松村先生からも、メルクマール算定期間前に実行すべきものが後ろ倒しになって算定期間の中の数字が増えてないかというお話もあったというのは、よくよく承知しております。他方で現状、いろいろな発電所が結構老朽化してきているというのはよくよく感じていますし、既存の発電所の長期稼働というものがまさに必要になり、長期の稼働を発電所がしていけば、当然修繕費というのはかさむというのは経験的に明らかな話です。そう考えると、このメルクマールというのをどこまで遵守するのかというのは、修繕を必要としている発電所がどのくらいの古さになっているか、それがどのくらい長期の稼働になっているかということとも合わせて考えて、その結果、全体的にコストが下がっているということであれば、それはそれできちんと評価すべきなのかなというふうに思っています。

他方で、今回のこの審査ではなかなかそこまで踏み込めていないのかもしれないのですが、こういう発電所の修繕をやる業者はどうしても固定化する傾向があるのではないかと、本当はコストを下げられる余地があるのではないかと、そこに適切に競争が入っているのかということはチェックをしていかななくてはならないというふうには思っていて、その辺の時間的な余裕もなかなかないかもしれないのですが、どういうふうにしてコスト削減の努力をしているのか、とりわけ修繕面で競争を入れているのか等々、確認すべき点があるんじゃないかなというふうに今思っているところです。

まとめますと、発電所の稼働年数が延びることによってやむを得ず修繕が増えたということで、その結果としてメルクマールよりも増えたということはあるにしても、だからといって当然にそれで増やしていいということではないんですが、そこについては、稼働年数を延ばすことによる意味というものは十分あるということの効果을適切に分析していただければなというふうに思っております。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

それでは、事務局のほうから。今、いろいろな意見が出されまして——梶川委員、どうぞ。

○梶川委員　申し訳ございません、遅くなりまして。メルクマールに使われている直近の実績と、この直近期の申請原価というか直近期の原価との対比というのは、価格算定の

基になっていた原価より実績値のほうがかなり低いということもあるのでしょうか。ちょっと私、前の資料であれしていたんですが、16ページにメルクマールの5年分の実績というのがあるんですが、例えば北海道電力さんは367なんですが、次に20ページに現行原価との比較があるんですけども、これだと現行原価540ですよ。そこから107下がっているようにも見えるんですが、実績のところというのは367。現行の原価と実績との差額の分というのがもしあったとするなら、それは経営的に何らかの余裕にもつながったんじゃないかと思って、その辺は次の査定の特殊事情との関係をどういうふうに考えたらいかなというのがちょっと感想にあったもので、その事実の確認と、どういうふうを考えればいいのか。要は原発をやらないうで止まっていたみたいなの話というのは、この先、建て直すのに掛かるよねということもあるんですが、今までの原価の中ではその辺がどう取り扱われていたのかなというのをちょっと確認したくて発言しました。

○山内座長　ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

それでは、事務局のほうからコメントいただけますか。

○池田取引監視課長　どうも御指摘ありがとうございます。まず、東北電力からは災害事案等々について、修繕について特殊要因として補正する形で取扱いされることを検討されたいという御指摘があったところでございますけれども、確かにここ、論点としては原則を貫くべきという御指摘もあつたりとかして、いろいろ御意見とかもあるところもあり、その取扱いについては、また引き続き検討させていただきたいというふうに思います。

そしてまた、先ほどの梶川委員の前回原価と直近5年間の平均値、大幅に下がっているみたいな御指摘については、先ほどの東北電力とのあれとも関係するところだと思いますけれども、結構修繕というのは増えたり減ったりぶれも大きいというところもあると思っております。そこについてもいろいろ取扱いを今後検討していきたいと思っております。

あと川合委員、メルクマール超過分について、他方では現状いろいろな発電所が古くなっていったら、長期稼働の電源がどんどん増えてきているということについて、メルクマールをどこまで遵守していくのかということも、今の事情があるところがあると思いますので、ここをしっかりとやっていくとともに、あとコストを下げる、調達といいますか修繕の発注に競争原理を導入してコストを下げるという視点は非常に重要なので、そこは確認をしていくこととしたいというふうに思います。

○山内座長　ありがとうございました。

ということで御意見いただきましたので、事務局のほうでもう一度いろいろ御検討いただくということだと思います。それぞれの事情があるということも一つありますし、メルクマール以上のところ、それについてどう考えるかということ、コストの例えば競争性がちゃんとあってコストが決まっているかとか、そういうこともあるので、そういうことも考慮して、また事務局のほうで御提案いただくということにしたいと思います。ありがとうございます。

次が公租公課です。これは事務局の御説明と北海道電力、東京電力の御説明で、その後、質疑とさせていただきます。それでは、よろしく申し上げます。

○池田取引監視課長　それでは、資料9を御覧ください。これについても以前、御審議いただいたテーマですが、北海道電力と東電E Pからも申請があったところ、この2社の申請を中心に幅広く御議論いただきたいというところでございます。

次に、5スライド目まで飛んでいただきまして、まず申請の概要でございますけれども、北海道電力のほうは総原価の増加に伴う事業税の増、あるいは利益準備金の積立計上に伴う法人税の増ということなどから、前回と比べて14億円ほど増えていると。他方、東電E Pは分社化に伴う固定資産の減少等々で873億円ほど減少ということになってはいますが、法人税については56億円ほどの増というふうになっています。

公租公課につきましては、前回、法人税が1株当たりの配当、利益を逆算して法人税等計算することが適切かといった点が議論になったところでございまして、北海道電力と東電E Pも法人税等について整理を要する点があるというふうに思われるところでございます。

まず、両社の法人税等の算定方法ですけれども、17スライド目まで飛んでください。まず北海道電力のほうですけれども、上の表でございまして、普通株式については1株当たりの配当金額が50円となっておりますけれども、優先株式につきましては2018年に470株ほど発行しており、1株当たり300万円の配当を出していますと。これをそのまま盛り込んで計算しており、この取扱いが1つ目の論点となり得ると考えています。

また、北海道電力は利益準備金積立額を計上してございまして、これはほかの会社は計上していないところ、その取扱いが2つ目の論点となり得るところでございまして。

次に、東京電力エナジーパートナーの法人税等の積算内訳でございまして、同社の1株当たりの配当金額は5,970円、赤字の部分ですけれどもなっております。これは同社の株主は全て親会社のホールディングスでございまして、配当性向100%で純利益の全額を

親会社に移しているということでございまして、前回の議論では、法人税等の積算が配当金額からの逆算方式になっているのは資金調達の観点からというところございまして、そういう性格と若干東電EPの配当金額は異なるというところございまして、そこをどう取り扱うかというのが3つ目の論点となり得るところでございます。

11ページ目に戻っていただきまして、まず北海道電力の優先株式の配当金額の論点についてですけれども、①に書かせていただいたとおり、申請された1株当たりの配当金額というのは、安定的に支払われていることを前提に事業者の申請どおりに認めるのはどうかというふうに考えられるところでございます。

他方、利益準備金積立額のほうでございますが、北海道電力は未積立額が260億円に達してございまして、これから申請どおりの額を実際に積み立てていく予定であるというふうになっているところございまして、料金算定規則上も利益準備金は法人税等の算定基礎として認められている項目ではございますが、②のところに書かせていただいたとおり、北海道電力の利益剰余金の積立額は901億円ほどございまして、ここから振り替えるということも可能ではないかと。規制料金を値上げして需要家に負担を掛けて捻出しなければならないのかと言え、そこまでは言えないのではないかと、つまり料金原価の法人税額の算定基礎とすることは認められないのではないかと、このように考えられるところでございます。

次に、東京電力EPの配当金額の論点でございますが、14ページ目でございますが、親会社に当期純利益相当を配当として全額支払っており、資金調達のための配当という性格ではないと考えられるため、支払いの実績があるとはいえども、これを法人税等の算定基礎に用いることは適切ではなく、別の方法で算定した額を東電EPの配当金額とみなす処理を行うのが適切ではないかと、このように考えるところでございます。

それが案①でございまして、まずイでございますけれども、実際に資金調達を行っているのはホールディングスであるところ、まずホールディングスの発行済株式の額に配当金額を乗じて東電全体の配当金額総額を推計しまして、その次に、それぞれの子会社からホールディングスに支払われる配当金額に比例する形で東電EPの配当金額を計算して、それを東電EPの配当金額とみなすと、そういう方法を採用してはいかがであろうかと。

また、次にロのところでございますけれども、1株当たりの配当金額につきましては論点1と同様の取扱いとすると。これは8ページでございますけれども、前回御審議いただいたときは、1株当たりの配当金額として50円と査定してきたのが過去の査定方針ですけ

れども、①のとおり8社の直近、〇〇年の単純平均値とすると、〇〇年として $\beta$ 値の算定期間とするといった案はどうかというところを前回議論させていただいたところでございますけれども、それと同じ方向が適切ではないかと。

さらに東京電力につきましても優先株がございまして、また14ページ目に戻りましてあのところでございますけれども、東京電力ホールディングスの優先株式というのは機構が保有しているということと支払い実績がないということを鑑みて、料金原価に算入しないというのが適切ではないかというように考えられるところでございます。

御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

これについても、北海道電力と東京電力から御説明があります。まず、北海道電力の上野様からお願いしたいと思います。

○上野オブザーバー 北海道電力の上野でございます。法人税等の算定における利益準備金積立額について、資料9-1のスライド2に沿って御説明させていただきます。

当社は、今回申請しました原価の法人税等につきましては、料金算定規則に基づいて算定してございます。このうち利益準備金積立額につきましては、前回改定時は利益準備金の積立限度に到達していたため算入しておりませんでした。前回改定後の2014年にそれまでの欠損の補てん等のため、利益準備金の全額を取り崩しいたしました。このため、現時点におきましては利益準備金が積立限度に到達しておらず、実際に配当を行う場合には、会社法の定めるところによりまして、配当金額の10%を利益準備金に積み立てる必要がございます。

したがって、法人税等の算定におきましては、原価算定の基本ルールである料金算定規則の発行済株式の数及び1株当たりの配当金額を基に算定した配当金、並びに会社法の定めるところにより算定した利益準備金、この定めに基づきまして、当社の実態に即して利益準備金積立額を含めて算定したものでございます。

なお、2021年度末のその他利益剰余金、こちら901億円となっておりますが、22年度の大規模な損失計上見込みを踏まえますと十分な残高とは言えず、利益準備金への振替は難しいものと考えてございます。

以上、事務局資料11ページにおけます論点3の記載も踏まえまして詳細御説明させていただきましたが、冒頭申し上げましたとおり、当社の申請原価につきましては料金算定規則を踏まえた原価算定となっておりますので、申請どおり進めさせていただければと存

じます。

当社からの説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、東京電力エナジーパートナー・秋本様、お願いいたします。

○秋本オブザーバー そうしましたら、資料9-2で御説明をいたします。

まず、1ページでございますが、こちらは公租公課の全体ということでございまして、今回は分社化等の影響によりまして前回に比べて873億円の減少、年間で141億円と。

続いて2ページでございます。法人税でございます。法人税等は、法人税法及び料金算定規則等に基づいて算定をしております。今回申請原価は、課税所得が増加したといったこと等の影響によりまして、前回に比べまして年間で56億円の増加。なお、弊社においては親会社であります東京電力ホールディングスに対して配当性向100%の配当を実施しているということでございまして、過去実績の1株当たり配当金に発行済株式数を乗ずることとで配当金相当額を算定しております。

この考え方については、この後、3ページの図により詳しく御説明をさせていただきたいと思っておりますので、3ページを御覧いただければと思います。法人税等については、料金算定規則に基づきまして配当金額に基づき算定をしておりますが、前回と今回の改定では配当の考え方が異なっておるということでございます。

下の図にございますとおり、分社前である2015年度までは、料金算定の主体である東京電力から一般の株主様に対して直接配当金をお支払いするというものでありまして、前回改定においては1株当たり50円に発行済みの株式数を乗ずることで原価上の配当金としてございました。一方、2016年度以降においては、分社化によりまして料金算定の主体であります会社は弊社、東京電力エナジーパートナーでございます。私どもは、一般の株主様に対しては直接配当金をお支払いしておらず、親会社であります東京電力ホールディングスに対して配当金を支払っておるということでございます。

そのため、今回の法人税等の算定においては、料金算定規則において生じる株式数、1株当たりの配当金額に基づき算定する旨が規定されていること。また、あくまでも料金算定の主体は東京電力エナジーパートナーであるということ踏まえた算定としております。

具体的には、弊社から東京電力ホールディングスに支払う配当に関わる発行済株式数400万株でございますが、こちらに直近3年間の1株当たり平均配当額5,970円を乗ずることとで、原価上の配当金額245億円を算出しているということでございます。

なお、配当金額から法人税等を算出する流れというものは、法人税算定と同様ということになります。

繰り返しになりますが、私どもエナジーパートナーが主体ということで料金算定規則において算定しておるということでございますので、ぜひこの点御理解を賜ればというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、公租公課について皆さんの御意見を伺いたいと思います。いかがでしょう。

華表委員、どうぞ。

○華表委員　　華表です。ありがとうございます。まず北海道電力さんのほうについては、資料9の11スライドですけれども、事務局の御提案を支持します。

その次に、14スライド目ですかね、東電E Pさんについてですけれども、こちらについても、難しいところではあるんですけれども、ここで事務局が書いておりますとおり、東電E Pの配当金は必ずしも資金調達のための配当という性格ではないということについてはそのとおりだと思いますので、何らかの形で東電E Pの配当金額を推計する必要があるということは、そのとおりだというふうに思います。

そうしたときに、じゃどう考えるのかということで、ここで書いてあるように、発行済株式への数に1株当たりの配当金額を乗じて全体の配当金額を推計するというような考え方というのが、これだったら絶対にいいという文句のつけどころがないものというふうには必ずしも思わないですけれども、手に入る数字の中で一番推計としては一定の合理性があるものであるというふうに思いますので、この事務局の考え方を結論としては支持したいというふうに考えています。

私からは以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員　　ありがとうございます。まず北海道電力さんのスライド11については、私も算定規則で北海道電力さんが計算されていることは理解しておりますが、②の案を支持します。会社法上は、必要な分は利益準備金に積み立てることは必要だと思います。ただ一方で、今回は準備金が資本金の4分の1を積み立ててあればいいという会社法の考えが

ありますので、利益剰余金またはその他の資本剰余金等の金額を勘案して料金原価の中に含める必要があるかどうか、もう一度考えていただきたいというふうには思います。

次に、東京電力さんのほうについてのスライドですけれども、私も14スライドの絵と①の案を支持します。EPさんということで、少しほかの会社さんと会社体制が違うことは理解しておりますが、今回、各社皆さん計算されたのと同様の形で推計するのがよろしいのではないかとということで①案を支持するものです。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。それではと言うと、誰かが……。今回は挙がらないですか。

それじゃ、今お二方から御意見いただきました。事務局、いかがでしょう。

○池田取引監視課長 御発言どうもありがとうございます。頂いた御意見を踏まえて検討していきたいと思えます。

○山内座長 今、御意見いただきましたので、これも今日決める話ではないので、御意見を参考にもう一度事務局のほうで練っていただいて、基本的には大体方向性は見えたんですけれども、ということにしたいというふうに思います。それでは、よろしいでしょうか。

議事は以上ということになりまして、いい時間になりましたが、2時間45分やっておりますが、ほかに何か特段御発言の御希望なければ、議事終了ということにしたいと思えますけれども、どなたかいらっしゃいますか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、本日予定していた議事は以上ということになりますので、これから先の議事進行は事務局のほうでお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○池田取引監視課長 本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回会合につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第38回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——